

訪問介護重要事項説明書

< 令和7年 5月 1日 現在 >

1 訪問介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ひかり
代表者名	代表取締役 西本 豊
所在地・連絡先	(住所) 京都市山科区西野山中鳥井町161-7 (電話) 事業所と同じ (FAX) 事業所と同じ

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	ひかり訪問介護事業所
所在地・連絡先	(住所) 京都市山科区西野山中鳥井町161-7 (電話) 075-502-5333 (FAX) 075-502-5311
事業所番号	2674101437
管理者の氏名	西本 倫子

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分	
		常勤(人)	非常勤(人)
管理者	1	1	
サービス提供責任者	1	2	
訪問介護員			
介護福祉士	3	3	
介護職員実務者研修	0	0	
介護職員初任者研修	1		1
介護職員基礎研修修了者			
1級ヘルパー			
2級ヘルパー			

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	山科区・東山区・下京区・中京区・上京区・北区(北山通りより北、西大路通より西は除く)・左京区(宝ヶ池通りより北、八瀬、大原は除く)・南区(桂川以西を除く)・伏見区(伏見区役所淀出張所、神川出張所管内を除く)
------------	---

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～金曜日(冬期休暇 12月31日より1月3日)	サービス提供時間 7:00～23:00 事業所営業時間 8:00～17:00

3 サービスの内容

種類	
1 身体介護	食事介助・排泄介助・入浴介助・買い物同行・通院介助
	更衣介助
2 生活援助	掃除・調理・洗濯・買い物代行・
3 その他	相談・介護保険外サービス

4 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割（一定以上の所得のある方は2割）が利用者様の負担額となります。

【料 金 表】

(訪問介護)

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	サービス利用料金	利用者負担額 (1割の場合)	利用者負担額 (2割の場合)	利用者負担額 (3割の場合)
身体介護	20分未満	1,744円	175円	349円	524円
	20分以上30分未満	2,610円	261円	522円	783円
	30分以上1時間未満	4,140円	414円	828円	1,242円
	1時間以上	6,066円	607円	1,214円	1,820円
	1時間を超えて30分以上増やすことに	877円	88円	176円	264円
引き続き「生活援助」を算定する場合		3,392円 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	339円	678円	1,018円
生活援助	20分未満				
	20分以上45分未満	1,915円	192円	383円	575円

	45分以上	2,354円	236円	471円	707円
	通院等のための 乗車又は降車の介助	1,037円	104円		

夜間（午後6時から午後10時）・早朝 (午前6時から午前8時)の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。
訪問介護員2名派遣の場合	上記料金×2人分頂きます。

・加算項目

サービス内容	サービス利用料 金	利用者負担額(1 割の場合)	利用者負担額(2 割の場合)	利用者負担額(割 の場合)
初回加算	2140円／回	214円／回	428円／回	642円／回
緊急時加算	1070円／月	107円／月	214円／月	321円／月
高齢者虐待防止措置未 実施減算	1月につき(利用 者ごとに当該月 介護報酬総単位 数※について算 定) ※基本サービス 費+各種加算・減 算の単位数			
業務継続計画未策定減 算	減算区分	単位数	利用料 (10割分)	
	必要な措置を講じて いない場合に所定単 位数の100分の1に相 当する単位数を減算	介護報酬改定単位数 ×1% ※1単位未満の単位数 は四捨五入	左の単位数×1単位 の単価	
	必要な措置を講じて いない場合に所定単 位数の100分の1に相 当する単位数を減算	介護報酬改定単位数 ×1% ※1単位未満の単位数 は四捨五入	左の単位数×1単位 の単価	
介護処遇改善加算	1月につき(利用 者ごとに当該月 介護報酬総単位 数※について算 定) ※基本サービス 費+各種加算・減 算の単位数	介護報酬単位数× 24.5%		

※ 特定事業所加算Ⅱ・・・所定の利用料に10パーセント加算させていただきます。

- 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問介護サービ
ス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者に直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1ヶ月につき料金表の利用料金全額をお支 払いください。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。
- ・利用者の身体的理由もしくは暴力行為等の事情があり、かつ、利用者様又はその家族等の同意を得て、訪問介護員が2人で訪問する場合は、2人分の料金となります。

(2) 交通費

2の(3)の通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域以外の地域にお住まいの方は、通常の事業の実施地域を越えた所から公共交通機関を利用した実費が必要となります。

なお、自動車を使用した場合は次の交通費をいただきます。

事業の実施地域を越えた地点から、片道1キロ	70円×2（往復分）
-----------------------	------------

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用は、利用者様の負担となります。

(4) キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。

ただし、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日12時までに連絡があった場合	キャンセル料なし
利用日の前日12時以降の連絡の場合	キャンセル料500円

(5) 利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、20日までに以下の方法によりお支払ください（口座引き落としの場合は、27日にお引き落しいたします）。

なお、入金確認（お支払い）後、領収証を発行します。

支払い方法	支払い要件等
口座引き落とし	ご指定の金融口座からの自動引き落とし。
現金払い	当事業所の窓口にて、お支払ください。

5 事業所の特色等

ご利用者様の尊厳の保持、自立支援を念頭におき
生活をする上で必要になる三大介助である
食事・排泄・入浴を中心にサービスを実施していく

事項	内容
訪問介護計画の作成及び事後評価	担当のサービス提供責任者が、利用者様の直面している課題等及び利用者様の希望を踏まえて、訪問介護計画を作成します。

	また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面（サービス報告書）に記載して利用者様に説明のうえ交付します。
従業員研修	年1回、外部研修を行っています。

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所相談窓口	窓口責任者 西本 豊 ご利用時間 8：00～17：00 ご利用方法 電話（502-5333） 面接（当事業所相談室） 苦情箱（相談室に設置）
京都市山科区役所	電話番号 592-3290
東山区役所	電話番号 561-9187
中京区役所	電話番号 812-256
左京区役所	電話番号 702-1071
上京区役所	電話番号 441-5106
北区役所	電話番号 432-1366
下京区役所	電話番号 371-7228
南区役所	電話番号 681-3296
伏見区役所	電話番号 611-2278
伏見区役所深草支所	電話番号 642-3603
伏見区役所醍醐支所	電話番号 571-6471
京都府国民健康保険団体連合会	電話番号：075-354-9090

7 緊急時及び事故発生時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行います。

	病院名 及 び 所在地	なぎ辻病院
	氏名 及び専門科	中橋 弥生 医師
	電話番号	050-3091-1131
緊急時連絡先（家族等）	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号	

疾病名、既往症、その時の主治医（寛解状態の者も含めできる限り詳しく記載してください＝現主治医が専門外である場合元の主治医の受診を考慮します。）

8 個人情報の取り扱いについて

- (1) 当事業所では適切な訪問介護の提供を図るため、ご利用者やご家族の個人情報を聞き取りします。
- (2) 当事業所はご利用者及びご家族の個人情報の流出、紛失、誤用を防止するため、個人情報を厳重に管理するほか、職員及び退職者、並びに関係者に対し、個人情報保護について教育・啓発・周知を徹底します。
- (3) 当事業所は利用者の緊急時において医療機関等の求めに応じ、ご利用者の生活に関する情報、傷病に関する情報、ならびにご家族の連絡先等の情報を提供できものとします。
- (4) 当事業所はご利用者に係る他の居宅介護サービス事業者等との連携を図るため、ご利用者及びご家族の事前の同意を得た上でご利用者又は、ご家族等の個人情報をサービス担当者会議に提出し照会できるものとします。

9 利用者様へのお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

当事業者はサービスの利用に当たり、利用者に対して重要事項説明書を交付のうえ、訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明年月日：令和　年　月　日

事業者　住 所 京都市山科区西野山中鳥井町 161-7

事業者（法人）名 株式会社 ひかり
施設名 ひかり訪問介護事業所
(事業所番号) 2674101437

代表者名 西本 豊 印

説明者 職名 管理者
氏名 西本 優子 印

私は、重要事項説明書に基づいて重要事項の説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

利用者本人 住 所 京都市山科区柳辻西浦町 12-4
ハイツ川井 203 号

氏名 印

(署名・法定) 代理人 住 所
氏名 印
(利用者との関係：)